

奨学金を希望される皆さんへ

国立病院機構東長野病院（以下「当院」といいます。）の奨学金制度は、看護学校等に在籍する学生で、卒業後、当院へ看護師としての就職を希望する学生に対して奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

奨学金貸与の主な流れ

貸与の申し込み → 奨学生の決定 → 奨学金を貸与 → 当院へ就職
→ 当院で一定期間就業後、奨学金の返還免除

1. 申し込み方法

次の書類を提出してください。

- 奨学生申請書（記名捺印して下さい）
- 看護学校等の在学を証明する書類
- 履歴書（市販のもの）

2. 奨学生の選考

面接を行い決定します。

奨学生として決定された方には、「奨学金貸与決定通知書」が渡されます。

3. 奨学生の提出書類

「奨学金貸与決定通知書」を受け取りましたら、速やかに「奨学生誓約書」を提出いただきます。

4. 奨学金の額

奨学金の額は、年間60万円です。各年度の前期・後期の2回に分け支給します。

5. 奨学金の貸与期間

奨学生となった年度から看護学校等を卒業する年度（最長4年間）までの期間となります。

6. 奨学金の返還の免除

奨学金の貸与期間と同じ期間を東長野病院の看護師として勤務した場合には、全額返還免除されます。

7. 奨学金の返還

卒業後、当院に就職しなかった場合などには、貸与を受けた奨学金について返還が必要となります。

8. 申込及び問い合わせ先

お申し込み、お問い合わせ、不明な点は下記担当者にご連絡ください。

国立病院機構東長野病院

庶務班 庶務係 TEL 026-296-1111 内線 211

独立行政法人国立病院機構東長野病院奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程（以下「貸与規程」という。）第14条に基づき、独立行政法人国立病院機構東長野病院（以下「東長野病院」という。）に必要な看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を確保するため、国立病院機構附属看護学校等（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、東長野病院に常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第3条 看護学校等に受験しようとする者であって奨学金の貸与を受けることを希望する者は、受験する看護学校等の入学願書の写し、履歴書、在籍する高等学校長が作成する調査書を、看護学校等に在籍中の学生にあつて奨学金の貸与を受けることを希望する学生は、在籍する看護学校等の成績証明書を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、面接試験に先立ち東長野病院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、卒業後、東長野病院において看護師又は助産師として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。
- 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、院長が別に定める。

2 奨学金の額は、年額60万円とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度(最長4年間)までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年4月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与する。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき

三 看護学校学生にあつては新たな学年に進級できないとき、助産学校学生にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき。

四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校等を卒業後、東長野病院において、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、上記期間に満たない場合であっても、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還）

- 第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。
- 2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。
 - 一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。
 - 二 職員採用試験に不合格になったとき。
 - 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき。

（延滞金）

- 第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

（奨学金台帳の作成）

- 第14条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳（様式第6号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

（疑義の調整）

- 第15条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

奨学生申請書

平成 年 月 日

国立病院機構東長野病院長 様

このたび、平成 年度国立病院機構東長野病院の奨学生として採用くださるよう
申請いたします。

現住所

本人氏名(自署)

印

昭和・平成 年 月 日生